

深刻な基地問題に直面した千歳の対応（二）

朝鮮戦争時の米兵と特殊女性

星 野 一 博

千 歳 市 富 丘

前号のあらすじ

昭和二十五年六月に朝鮮戦争が勃発する。九月に北海道千歳町からは米陸軍第七歩兵師団が出動、二十六年四月には当時の市街地人口を上回ると言われたオクラホマ州兵師団の大部隊が訓練のため駐留する。これを目当てに全国から基地業者やパンパンと呼ばれた特殊女性三〇〇〇人余りが殺到し町は瞬く間に膨張、市街地はビアホール、キャバレー、ハウスと呼ばれた売春宿が林立する歓楽街と化し犯罪や売春、麻薬等のいわゆる基地問題が顕在化する。

昭和二十六年末にオクラホマ部隊が朝鮮に出動した後は第一騎兵師団が朝鮮から来駐した。駐留軍から性病対策を迫られた町当局は特殊女性の売春問題に的を絞って「特殊貸間業等特別措置条例（特殊貸間条例）」を立案して町議会に上程する。

特殊貸間条例は昭和二十八年当時、ハウス業者とそこに起居する特殊女性を町役場に届けさせ、女性の検診を含めその管理を行政が担うというものであった。これが知れ渡ると報道各紙や地方行政庁をはじめ法務省、厚生省、道庁、札幌地検など多方面から人権無視、公娼容認などの批判が高まり条例の制定は頓挫する。他に例を見ない問題条例と非難を受けた特殊貸間条例がなぜ立案されたのか、その背景と真の目的について探求した（「深刻な基地問題に直面した千歳の対応（一）」↓千歳市ホームページ（巻末参照））。

千歳町自肅振興会

千歳町自肅振興会結成の提案 昭和二十八年六月二十日の札幌地検からの勧告を受け、特殊貸間条例の制定が難しい情勢となり、米軍師団長に約束した性病対策をどう進めるか苦慮していたであろう町長のもとに思わぬ人物から六月十九日付の書簡（8）が送られて来た。風俗研究会会長の肩書きをもった中村三郎なる人物からであった。

住所は東京都港区芝虎ノ門の全国性病予防自治会内となっていた。書簡の内容は、自己紹介と特殊貸間条例問題の資料の送付を求めるものであったが、先ず、千歳町の問題は六月十三日に会った札幌地区中央警察署の幹部から情報を得たとし、困難な立場の町長に同情を寄せる言葉から始まっている。

自己紹介では「私は風俗評論家として活動し、売淫を専門に過去三二年に渡り研究している者」とし、「立川市長や横須賀地区警察署の依頼で風俗問題の対策を助言している」と述べている。さらに「現地の実態と人間生活の三大重要事項を無視し観念と理想だけで問題を処理しようとするヒューマニストには真の国民福祉やポイントは分かりません」などと自己の信念を披瀝し、千歳町の事情も傍観できないから資料を送ってほしいと記した書簡であった。

苦境にあった町長は心を動かされたのか、六月二十七日に返信（8）を送っている。町長は千歳の実情や特殊貸間条例制定を目指す理由などを述べ、条例制定の意志は固いが取締機関や保健衛生関係機関等多方面の反対を受けている事情を述べて「ご批判とご指導」を求める内容であった。これに対し、二週間程で再び七月十三日付の書簡（8）が送られてきた。まず町長の労苦に同情を述べ、また、札幌地検からの勧告文には憤りを覚える旨の言葉を添えている。そして、「生涯、売淫の研究を天職とする立場から、また、昨年の千歳町の調査を踏まえ私案を提案する」として何点かの対策案を記している。その中で先

まとい売春の相手方となるよう勧誘し、又は斡旋したものは三ヶ月以下の懲役若しくは一万円以下の罰金に処する。

2 売春の相手方となるよう勧誘又は斡旋の目的で道路又は公共の場所で客引きをし、又は立ち止まり行き来し、若しくはうろついた者は一万円以下の科料に処する。

第四条 売春の相手方となるよう勧誘又は斡旋する目的で通行人その他の者が外部から見通しまたは見透かすことなど出来る状態で屋内において客引きをし、又は相手方を求める意図を現すようにして客待ちし、若しくは写真を掲げて、又は善良の風俗を害するような写真又は絵画等を掲げ、その他挑発的な行為をした者、又はこれらの行為をさせた者は三ヶ月以下の懲役若しくは一万円以下の罰金に処する。

第五条 常習として第三条及び第四条の罪を犯した者は、三ヶ月以下の懲役若しくは二万円以下の罰金に処する。

第六条 第三条及び第四条の行為を行なった者に対し、対面を受けてその場所を提供したものは、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処する。

附則

この条例は昭和二十八年十月一日から施行する。

中村三郎という人物 昭和二十八年六月以来、米軍基地の風紀問題で苦境にあつた千歳町の政策決定に大きな影響を与えた中村三郎とはどのような人物であつたのか。中村三郎が二十九年に青蛙房から出版した『日本売春社会史』カバー見返しせいはばうの著者紹介には次のようにある。

中村三郎 明治二十七年東京生れ

早大英文科中退 東京外語文那語科に学ぶ

日本全土・アジア諸国を巡歴、半生を売春問題研究に費やす

(引用者補筆) 中村三郎はペンネームで本名は相良武雄、豊島区池袋に居を構えていた。昭和三十三年に六四歳で没している。著作として『日本売春社会史』のほか『白線の女』東京ライフ社(二十八年刊)などがある。

前節で述べたが、当時の町長や助役と数度にわたり書簡のやりとりをしていながら、七月十三日の書簡で中村は「法務省や女性国會議員などから千歳の問題について問い合わせが多い、千歳町としても資料が必要なら請求してほしい」と書いた。町も資料を求めたとみえ、その後、中村が執筆した文書資料等が送られてきている。主なものとして「全国特殊風俗営業並びに業態婦の実態、付記、社会情勢より見たる政治対策私見」のほか、「売春防止法に取り組む国會議員の動向」、「関東地方各基地の基地問題の現況」、「社会的に観たる売娼婦の功罪」、「関東地区特殊飲食店実態調査」等が市史資料として残されている(8)。

前述のほかにも『朝日タイムス』という新聞が数部残っている。昭和二十八年一月二十一日号には中村三郎の「千歳町の報告」という長文の記事が載っている。また、「全国性病予防自治会指導要綱制定」の見出しの記事も見える。二十九年一月一日号には、この全国性病予防自治会鈴木明理事長の年頭所感が一面トップにある。また、『朝日タイムス』に掲載されている広告を見ると新吉原カフェー喫茶協同組合、亀戸・墨田・千住・新小岩・新須崎の各特殊料理屋組合、東京以外でも大阪飛田新地組合、今里カフェー協同組合、愛知県特殊カフェー組合連合会等々、旧遊郭のあつた地区・赤線青線地区と呼ばれた地区で売春に関連する業者の団体が多数名を連ねている。これらのことから『朝日タイムス』なる新聞は売春関連業界の業界紙であつたことがわかる。

全国性病予防自治会は、この新聞によれば全国三府四二県に支部を持ち、その目的として性病予防、風紀の厳守、納税、遵法防犯協力であるとしているが、あくまで売春の周辺で利益を得る業者団体であることは歴然としている。

中村三郎の名刺には事務所が東京都港区芝虎ノ門、全国性病予防自治会内と印刷されていることから、全国性病予防自治会、『朝日タイムス』と密接な関係にあったことは間違いない。また、中村は、『朝日タイムス』の発行人である森本正一なる人物を千歳町の助役に紹介するに当たり、持たせた自分の名刺の裏に当人は自分が指導する人物と書いている(8)。これらの事実から中村三郎は、全国性病予防自治会、『朝日タイムス』の顧問や相談役等指導的役割を果たす立場にあったと推測される。

さて、売春防止法は昭和二十八年三月の第一五特別国会に上程以来三年あまりの年月を要した三十一年五月二十一日、第二一通常国会で成立している。全国性病予防自治会は、反売春防止法の立場からその成立を阻止すべく過激な運動を展開したことで知られる。すなわち、『札幌市史』の記すところによれば、『売春防止法が成立するまでの間、業者の反対は激しく、なかでも、全国性病予防自治会、と称する団体の反撃は厚顔、執拗を極めた』としている。

その具体的な行動として、生活権の擁護と称し従業婦を組織して反対運動に引き込んだこと、また、全国の関連業者一〇万人が自民党に集団入党を企てた。さすがに自民党集団入党は立ち消えになったものの非常時対策として莫大な運動資金を集め、現金を自民党関係者に配って売春汚職を引き起こしたとされる。事実この団体の理事長、副理事長をふくむ幹部五人が贈賄容疑で逮捕されている。全国性病予防自治会は世間をさわがした売春汚職事件を引き起こしたいわば中心的団体であったわけである。

この時、中村三郎はどのような活動をしたのか資料的に不明であるが、その立場上、指導的役割を担ったことは想像できる。

千歳町の町政指導者たちが、この反社会的とも言うべき運動を展開した団体の指導的立場の人物を頼り、その助言と提案を行政の政策決定に取り入れた事実は重い。であるからか、『千歳市史(『市史』)』にはこの事実は一切書かれ

ていない。また、『人間市史』にも自肅振興会があったことすら書かれていない。

千歳町と中村三郎との関係は、昭和二十九年までの資料は残っているが、その後の物は見出せない。第一騎兵師団が二十九年後半から撤退を開始し翌年春には完了しているので、その後は関係が断たれたと思われる。

千歳町自肅振興会の立ち上げと特殊貸借条例の廃案 千歳町自肅振興会(自肅振興会)は昭和二十八年九月七日に結成されたが、自肅して振興するというこの奇妙な名の団体の目的は何であったのか。

結論から先に言えば、米軍兵士を相手に商売を行っているハウス業者やキャバレー、カフェー、ホテルなどの商業者、それに、そこで働く接客婦、特殊性を組織して業者の無秩序な行動を規制すると共に特殊女性らの性病検診も会の責任で励行させるというものである。町政が制定を図った特殊貸借条例の目的をいわば代行する組織で、民間の団体とは言え実際は行政が主導して立ち上げたもので行政の隠れ蓑ともいえる団体であった。

会の規約を見ると、中村三郎から送られてきた豊岡町のそれとほぼ似たような内容となっている(9)。

豊岡町自肅振興会の組織は三つの部会から成っていて、ハウス業者の置屋部会、飲食業者の関係者部会、慰安婦部会であった。対して千歳町の組織は、第一部会(ハウス業者)、第二部会(オンリー貸借業)、第三部会(飲食店、キャバレー、旅館等)から成っていた。いずれも関係者の会への登録を義務付け、接客婦や特殊女性には登録カードを発行することになっている。

二つの組織の会則を比べて大きく異なる点といえば、豊岡町自肅振興会の慰安婦部会には毎週一回検診を受け健全なる身体を保持することの条文があるが、千歳町にはそのような条文は書かれていないことである。これは、特殊貸

間条例案で強制検診を義務づける条項が人権を侵害するものと激しい非難を浴びたことから明記するのを避け、いわゆる行政指導で対処可能と判断したためと思われる。

さて、驚かされるのは『市史』に記述のある役員名簿の豪華な顔ぶれである。会長には酒類販売等で町一番の商業者といわれた町議会議長、副会長の四人も町議会副議長、財政委員長、総務委員長、教育委員長を務めるホテルや料飲店の経営者であった。理事の顔ぶれを見ると、典型的な基地業者である置屋代表、貸間代表、露店代表、旅館飲食店代表などとともに、議会の民生常任委員、土木委員、それに婦人会会長も名を連ねている。さらに、相談役には町長のほか、道議会議員、前警察署長など名士の名も見える。

豊岡町においても町議会議長や議員が役員になっていくとの中村三郎の助言があり、千歳町においても大勢の町の有力者を加えたものであろう。

昭和二十九年の役員改選には、行政の要の地位にある町役場の総務課長も副会長に加わっている(10)、民間の自主管理団体といっても実態は行政が



写真2 千歳-狸小路①
錦町1丁目国道36号と新橋通りを結ぶ路地・飲み屋街の賑わい 千歳にはこのような店が400店以上あるといわれた

会の運営に係わっていたことになる。

千歳町自粛振興会規約第四条には、目的として「本会は常に会員相互の親睦を図ると共に駐留の米軍に対して健全な慰安を提供する紳士的協約である」と書かれている。米兵に慰安を提供するため全町挙げて取り組んだ組織ということになる。その慰安の大部分は特殊女性らの売春であることは明らかで「自粛とは名ばかりの売春振興団体である」と海保洋子は『女性史研究ほっかいどう』創刊号において非難している。また、『市史』には「町の浄化を願う母親たちの願いからこの会は生まれた」と書かれているが、その母親の代表である婦人会会長まで役員になっている事実は深刻と言わねばならない。地域全体が米軍基地とそこに集まった特殊女性への寄生が構造化してしまった実態が透けて見える。

しかしながら、町長以下町政を担う幹部たちは中村三郎の提案から生まれた自粛振興会の立ち上げに窮地を救われた思いであったに違いない。

米軍側へは、この会を通じて性病対策を行い、また、道庁の提案による「千歳町風紀取締条例」の強化改正をもって街の秩序改善ができると説明したであろう。事実、町政幹部が危惧した米兵の外出禁止措置が発動されることはなかった。

九月八日には第三回定例町議会が開かれた(11)。

特殊貸間条例問題についての審議を付託された特別委員会委員長が「この条例を制定しなくても自粛振興会と風紀取締条例の改正強化で条例に盛り込まれた目的は達成できる」と報告した。

町長も「いかに条例を施行しても関係機関の協力がなければ何も出来ないから条例案撤回の委員会結論は正しい」と発言している。最後に助役が「本案は撤回したい」の発言に「異議なし」の声で議題から取り下げた。

この議会で、本論(一)・「道庁の対応と町政」(『志古津』第一六号)にお

いて詳述した道庁の提案に基づき、取締りの対象を大幅に広げた改正後の千歳町風紀取締条例についても議決し十月一日からの施行が決まった。前日の七日には千歳町自粛振興会が結成されていて、風紀問題で六月から揺れに揺れた町政も十月から新しい施策のもとでスタートすることになった。しかしそれは、売春を是認し特殊女性の活動を認めたらうえで、いかに米兵が安心できる慰安を提供するかの立場に立った方針であり、批判の多い街の浄化には程遠く、ましてや特殊女性の人権や反売春、反米軍基地の視点とは縁遠い政策決定であったといわざるを得ないものであった。

註(4) 千歳町自粛振興会云則

第一条 本会は千歳町自粛振興会という。

第二条 本会の会員は千歳町に在住する者であつて且つ駐留軍を相手とする風俗営業者(女子従業者を含む)並びに貸家、貸室をするもの(借り受ける婦人を含む)及び本会に加入の必要ありと認める者又は本会の目的に賛同したる者であつて組織する。

第三条 本会の事務所は〇〇〇〇に置く。

第四条 本会は常に会員相互の親睦を図るとともに駐留軍の軍人に対して健全な慰安を提供する紳士の協約である。

前項の目的を達成するためには会員は自粛自戒し左の事項を厳守する。

- 1 必ず法令を遵守して防犯に協力すること。
- 2 風紀衛生を特に重んじ、他人に悪感情を起さぬよう円満な良識を涵養すること。

- 3 他地域から転入したる者にして悪行ある者の粛清、防止をするために厳正なる登録証明制度を実施して会員相互の対面保持に努力すること。
- 4 会員以外の悪業者を発見した時は速やかに会長に報告すること。

第五条 本会はその完全なる運営を期するため慰安婦に対して貸家、貸間をする

者を第一部会(通称ハウス業)及び第二部会(オンリーハウス業)並びに第三部会(料飲店、旅館、露天の内飲食業)を置く。

第六条 本会は左の役員を置く。

会長一名 副会長四名 理事若干名 監事一名 部会長三名 相談役若干名 顧問 若干名

第七条 〳 第十三条(略)

千歳町自粛振興会第一部会(貸間業協同組合)規約(抜粋)

(第一章 総則)

第一条 本組合員は千歳町自粛振興会の規定に基づき、組合員相互の親睦を図り公衆衛生思想の普及と性病予防並びに防犯協力を図るをもつて目的とする。

(第二章 組合員)

第六条

1 組合員は本組合の地区内において一定の住所を有し貸間業を営む者とする。

2 準組合員は本組合の貸間業を営む者より部屋を借り受ける者を準組合員とする。

第七条 本組合に加入せんとする者は左の事項を記載した加入申込書を本組合に提出し、役員会の承諾を受けなければならない。

- 1 貸間業種の住所氏名
- 2 貸間を受ける女子の本籍、氏名、生年月日、年齢、前住所、転入年月日

(第三章 役員) 第十三条〳第十七条(略)

(第四章 総会及び役員会) 第十八条〳第二十六条(略)

(第五章 会計) 第二十七条〳第二十八条(略)

総括：特殊貸間条例と千歳町自粛振興会

千歳町の政策の評価 朝鮮戦争当時の北海道千歳町が基地問題に直面して執った政策をどう評価するか考察する。

当時の町当局の政策の代表的なものとして、昭和二十六年に制定した千歳町風紀取締条例と二十八年十月に施行した改正後の千歳町風紀取締条例がある。この二つは、いずれも道庁の指導と素案に基づきそのまま制定されたから、町独自の政策とはいえない。町当局が主体的に立案した特殊貸間条例と千歳町自粛振興会がいわゆる基地問題に直面し、その対策として打ち出した代表的な政策である。この二つをどのように評価すべきか、以下に述べる。

特殊貸間条例は、本論(一)で述べたように、米兵の性病蔓延に危機感を持った第一騎兵師団長が、兵士の街への外出禁止をちらつかせて対策を迫る要求に応じて立案したものである。町政としては経済的な影響の大きい外出禁止措置の回避が最大の目的であった。

この条例は各方面の批判、反対を受けて廃案とせざるを得なかったが、中村三郎の助言、提案を受けて立ち上げた千歳町自粛振興会に条例の精神を引き継ぐことにより米軍側の理解を得、結局、外出禁止措置が発動されることはなかった。町への経済的打撃を防げた点で町政幹部はその目的を達したことにあり、これはプラスの評価となる。

しかし、負の側面があまりに大きい。一言でまとめらば、「千歳町という自治体を運営する町政の評価を落とし、町全体の評判を落とす」ということとなる。

道庁幹部から「立法は権威のあるものでなければならず少しでも疑わしい条例は設定すべきでない」と批判され、また「用語の上から条例の要件を具備していない」と批判されたのは行政による条例立案能力に疑問符をつけられたと同様で失態と言える。

条例の精神も、女性の人權や反売春への視点を欠き、公娼是認などと不名誉な非難を報道各紙や検察、中央省庁から浴びたのは町政の後進性を露呈したものとと言っても過言でない。まして、経済的影響のみに目を奪われ、住民福祉や安心安全な町作り、青少年の非行、教育への悪影響等々には目を覆ったこと、ただ、米兵が安心して遊べる街作りに奔走した結果、昭和二十八年六月二十八日付『道新』の社説に「町当局は自治体の本質をもう一度まじめに反省すべきである」と書かれる有様であった。

千歳町自粛振興会に目を向けると、これもまた、問題が大きい。この会では中村三郎の助言、提案で立ち上げたものであるが、彼は「売春の禁止は犯罪を多くする、公的に是認は出来ないが黙認が望ましい(3)」との立場に立つ人物であり、その活動の舞台である全国性病予防自治会なる団体は、女性の売春の

周辺で利益を得る業者の組織である。

「中村三郎という人物」の項で触れたが、昭和三十一年五月の売春防止法成立に際し、大々的な反対運動を展開し、贈賄汚職を引き起こした、いわく付きの業界団体であった。その指導的立場の人物を頼り、自粛振興会立ち上げ後も、資料や情報の提供を受けていたことは、いわば反社会的団体と連携して行政を運営していたということにならないのであろうか。



写真3 ビアホールにおける記念写真②(昭和28年頃)オーナー(左から二人目)と第1騎兵師団の兵士(袖章-黄色地に黒い馬の頭部と斜線)暖房は貯炭式ストーブ

一方、特殊女性の売春を擁護する自肅振興会の役員に町の有力者のほとんどが名を連ね、教育委員長や婦人会会長まで引き入れたのは前章で詳述した。中央では売春禁止法が国会に上程され、隣接の札幌市でも売春禁止条例が成立して、反売春の流れが始まっているさなか、町政の指導者たちの感覚の遅れに驚かざるを得ない。

住民の側はどうであったか、特殊女性の排除や街の浄化を求める住民運動や請願等があったのかどうか、『市史』には記録されていない。わずかに、昭和二十八年のことであるが、当時の婦人会会長の呼びかけで、市街・千正寺に町内の婦人層が集まり「特殊地帯の子女の情操教育、生徒の校外指導に父兄はどう協力するか」のテーマで話し合ったとの記録が見えるだけである。この婦人会会長も自肅振興会の役員に取込まれている。

札幌市の場合、市議会の厚生治安委員会や民生委員協議会で売春取締り強化が議論された。市議会女性議員が中心となり聴聞会の開催を重ね、業者の反対を押し切って昭和二十八年三月に売春禁止条例を成立させている（海保洋子・H15）。市街地人口の五割が基地関係の仕事で生活しているとされた千歳町と異なり、基地に依存しない生活基盤や市民の反売春意識の高まりがあったのであろう。残念ながら当時の千歳町でそのような先進的取り組みは見られない。

今日の視点ではあるが、千歳における議会や住民の動きもさることながら、特殊貸問条例や自肅振興会に代表される行政の政策立案を概観するにマイナスの評価をせざるを得ない。マイナス評価の理由として少し乱暴ではあるが、一つに過度な基地に依存する経済構造、二つに町政を担った指導者層の公娼を容認する古い体質を挙げることができるのではなからうか。

売春防止法の成立と千歳町 千歳町の問題の多い条例の立案と、その後の騒

動が昭和三十一年五月の国会に於ける売春防止法の成立に影響を与え一役果たたのではないかと筆者の仮説を以下に述べたい。

売春防止法が初めて国会に上程されたのは昭和二十八年三月の第一五特別国会で、千歳町が特殊貸問条例を立案したのは国会の解散で廃案となった時期と重なる。この法案成立に取り組んでいた市川房枝議員は、千歳の条例案の内容を知り六月十四日付『毎日』に次のように述べている。

この条例は売春を公認するばかりか逆に性病まんえん防止に名をかりて売春を奨励するようなもの、売春を全面禁止にしないと千歳のような逆コース的なものが出てくる。同志、宮城タマヨ、神近市子、赤松常子、高良とみ各氏と相談して、廃案となつた売春禁止法を次の国会に再提出する。

この談話から市川議員が法案の成立に闘志を燃やしたことが伺える。

昭和二十八年七月一日には、第二六国会参議院法務委員会で売春問題が審議され、国家地方警察本部長が、千歳町の名を挙げてはいないものの「基地を有する自治体の風紀問題は一番困難な問題」と発言して（12）、千歳町に代表される米軍基地周辺の売春問題を憂慮している。

同年九月には参議院法務委員会の中に設けられていた「売春対策に関する小委員会」の委員である赤松常子、宮城タマヨ、三橋八次郎の各議員が実情調査のため千歳町に派遣されることが決まっている。

これに関し、参議院事務総長芥川治から千歳町に送られてきた「参議院法務委員会北海道派遣調査要綱（13）」を見ると、調査の対象として、米軍基地周辺の売春の実態や特殊貸問条例を立案した理由と経緯、札幌地検の勧告に対する対応等多岐に亘っている。

この文書の送付先が千歳町長や北海道知事、札幌地検のみならず、法務大臣や最高裁長官、高裁長官、国警本部長等、中央省庁の多方面に送られていて、千歳の問題が国政レベルに於いても関心事となっていることが窺える。

この調査団は九月十六、十七日、千歳町を訪れ町長や町政の幹部と面会している。その際、宮城タマヨ委員が「特殊貸間条例は悪法と認めて撤回したのか」との質問に対し、町は「悪法とは考えぬ、上級官庁の反対にあいやむなく撤回した」と答えている（九月十七日付『タイムス』）。

あくまでも売春の是認を崩さない千歳町幹部に対して、宮城委員等は売春禁止法制定への決意を強くしたように思われる。

その後も千歳の実態はたびたび新聞紙上に取り上げられている。十月二十九日付『毎日』は、米UPI通信社の記者が千歳取材した記事が米国で反響を呼んでいると報じた。記事は「米国人が見た基地の街千歳」の見出しで、「性の広場、悪の場所、売春に不感症な日本人」などと報じたというものであった。これに関連し、十月二十九日付『タイムス』にも「米陸軍省が千歳町における米兵に対する売春が目にあまる」とし「極東軍司令部に同地の売春対策につき報告を要求した」との記事も見える。

この新聞報道に関連してか、十二月一日には外務省国際協力局の関次長が千歳を視察している。関次長の談話として十二月三日付『道新』は「千歳は、なお、悪の町として世界に有名で、国際都市千歳の悪の町の風潮は国の恥である」と述べたと記している。

これらの状況から、売春防止法の成立に取り組む婦人議員のみならず、政府官僚、国会議員の間にも、基地周辺の風紀問題解決には売春を禁止する法律の施行が不可欠との認識が醸成されていったのではないかと思われる。

昭和二十八年十一月九日付の『毎日』には、衆参両院の婦人議員一〇余人が廃案になった売春防止法を次の通常国会に再提出することを決めたとの記事がある。

売春防止法案は、この後三年余を経て昭和三十一年五月にやっと成立の運びとなるのであるが、二十九年以降は千歳の問題がどの程度影響を与えたのか



写真4 外出中の米兵（昭和28年前後）
新橋通り・長野カメラ前から現・ニューサンロード方向を見る
米兵は袖章から第1騎兵師団所属とわかる（正面は現在「ドミトリー雄飛」）

資料的に不明である。しかし、二十八年の一年間だけの動きを追ってみても、千歳町の風紀問題における深刻な実態と特殊貸間条例に代表される懐疑的な施策が、売春防止法の成立に少なからぬ影響を与えたと考えざるをえない。

その後の千歳町と米軍の撤退 最後に、千歳町自肅振興会の活動開始から米軍撤退までの町政の動きについて触れておきたい。

昭和二十八年十月一日、自肅振興会は本格的な活動を始めたが、その活動の中心はやはり性病対策であった。

町役場と米軍基地とは定例の日米合同協議会（協議会）が持たれていて、出席者は米軍側が千歳基地司令官、憲兵隊長等、日本側からは町長、地区警察署長、幸病院長、保健所長等であったが、十月からは自肅振興会会長も加わるようになった。

十月十四日の協議会で基地司令官から「性病被害が依然高率である」と指摘され（14）、また、十一月二十日には第一騎兵師団長ミード少将から北海道

知事宛の書簡で、千歳町の性病対策に協力依頼がなされた(十二月一日付『道新』)。これを受けて町長は十一月二十四日と三十日に関係者を招集して性病対策等全面検診についての打合せ会を開いている。特殊女性の検診強化が主要な議題であったが、自肅振興会会長が検診の対象となる登録女性の数について、ハウス部会に六五〇人、オンリー貸間業に九〇〇人、ビアホール等六五〇人と報告した(15)。自肅振興会の役員が「これら全ての女性を検診台に乗せるのはいかなものか」と発言したが、これに対して町長が「手ぬるい！全部検診しなければ問題は解決しない」と発言していることが議事録に残されている(15)。町長の強い姿勢から、この問題に対する米軍や上部官庁の町への圧力が依然として強かったことが窺える。

米軍にとっては戦力低下に直結する兵士の性病罹患こそが最大の関心事で、町の振興や業者の自肅などは彼らにとって特別興味のないことであつたのだろう。

さて、十二月二十四日付の『道新』が、自肅振興会の第一部会(ハウス業部会)が解散を決定したと報じた。この業態は前述したように、市街地のいたるところにアパート貸間業として特殊女性を住まわせて売春営業を行う典型的な管理売春業者であり、これを禁じた昭和二十二年発令の勅令九号に違反するとは明らかであった。

解散を決めた直接の原因は、警察が各方面の批判に応え「中間搾取の存在をなくすための取締り強化(16)」を打ち出したことにあると思われる。しかし、自肅振興会内部でも、公然たる管理売春業者が部会を作つて組織の運営を担うことに疑問が生じたことは想像に難くない。まして、組織の役員には元警察署長や婦人会長など町の名士が多数名を連ねているわけであり、さすがに「これはまずい」との認識が圧力となつて解散に至つたものであろう。この部会は会員業者数約一五〇、特殊女性が六〇〇人程の規模であつたが、昭和二十

九年の三月には自主的に転廢業をほぼ完了した。

朝鮮半島での休戦協定が成立してほぼ一年過ぎた昭和二十九年八月、第一騎兵師団は北海道からの撤退を発表した。主力部隊のほとんどが駐留していた千歳からも十月から撤収を開始した。

米軍の駐留が前提で組織された自肅振興会にとつて、まさに存亡の危機が訪れたわけである。会は早速、米軍撤退引止め運動を始めようとしたが、新聞紙上で批判され中止に至つたと『市史』に書かれている。第一騎兵師団の撤退は昭和三十年三月をもつて完了した。

第一騎兵師団の撤退で自肅振興会は会則に「駐留軍人に健全な慰安を提供する」とした存立の基盤を失つた。町政の幹部は保安隊(自衛隊)の部隊誘致を活発化させ、昭和二十九年六月に第一特科団(砲兵)、九月には第一普通科連隊(歩兵)が移駐を完了させ、三十年六月には陸上自衛隊東千歳駐屯地が開庁している。

町の経済基盤は米軍から陸自に乗り換えることとなり、自肅振興会のような組織は不要となつたわけである。特殊女性も潮が引くように街から姿を消したといわれる。当然、自肅振興会は解散となつたのだが、実は、いつどのような形で解散したのか記録が残されていない。

陸軍部隊撤退に対する空軍部隊の動きを見ると、昭和二十九年九月には米空軍第三九航空師団第四戦闘迎撃航空団三個飛行隊(ジェット戦闘機装備、兵員二〇〇〇(操縦士一〇〇〇)人)が朝鮮金浦から千歳基地に移駐してきた。三十二年四月になると二個飛行隊が三沢基地に移駐、残つた一飛行隊も十二月までに解散、翌月に三沢から本国に移動した。千歳に残つたのは、基地管理やリーダーサイトへの資材補給など小規模な部隊だけとなった。基地内には家族宿舎や教会、アメリカンスクール、娯楽施設等が整備されていて、家族を帯同する将兵が大部分となった。



写真5 「千歳町大火」① (昭和29年9月10日早朝)
千歳町消防本部はこの年4月、高さ10階の鉄骨製望楼を完成させ夜間立哨を開始した。29年の火災件数は47件、火災は週一で発生した

航空自衛隊第二航空団は昭和三十二年五月に浜松からの移駐を開始、九月には空自千歳基地が開庁した。三十三年六月になると米空軍は全面撤退、九月には航空管制業務も米空軍から移管された。

前述したように自衛振興会解散の記録は残っていない。昭和二十九年七月に陸自が発足すると来駐部隊に対して街には「自衛隊歓迎」の看板が溢れたと言われる。三十一年五月二十四日には売春防止法が成立している、その時点以降において会が存続したとは考えづらい(売春防止法S32・4・1施行、33・4・1売春刑罰処分)。第一騎兵師団が撤退した三十年の春から売春防止法が成立する翌年春までの間に、残り火が消えるようにひっそりと解散したのであろう。解散の記録が残されていないことが、この組織の性格をよく物語っている。

行政が主導して会を立ち上げ運営を担ったものの、表向きはあくまでも民間の任意団体の形を取っていて、町役場が記録を残さなかったとしても非難を受けるものでもない。また、役員に名を連ねた町幹部や名士にとつても町のためとはいえ、この種の組織に係わったことは決して名譽なことではなかったはずである。したがって、将

来にわたって再組織することのない組織の顛末を後世に残すことに意味を見出さなかったのかもしれない。さらに、小さな組織であった町役場にその余力がなかったということもあつたであろう。千歳町に先んじて作られた豊岡町の自衛振興会についても『入間市史』には記述がない。

朝鮮戦争当時の米兵と特殊女性を核とする深刻な基地問題に直面した千歳町の対応についての行政史研究と本稿の執筆を通して、千歳町自衛振興会は朝鮮戦争の特需ブームに沸いた一地方都市の澁みに浮かんで消えたアワのようなものだったとの思いを強くした次第である。(完)

資料 在千歳米軍関係史略年表

- 昭和14年
 - 10月1日 日本海軍千歳航空基地開庁
 - 千歳海軍航空隊創隊(↓S17・701空、S18解隊)
- 昭和16年
 - 10月1日 第二海軍航空廠(木更津) 大湊支廠千歳分工場開設(↓S17・第四十海軍航空廠(四一空廠) 千歳支廠(本廠、大湊分工場、美幌))
 - 12月8日 対米英戦開戦(マレー半島敵前上陸、ハワイ海戦)
- 昭和18年
 - 5月18日 第十二航空艦隊新編(司令部・千歳)
 - 8月5日 北東方面艦隊新編(十二航艦+第五艦隊)
 - 15日 北東方面艦隊司令部↓千歳
- 昭和19年
 - 10月1日 四一空廠本廠(支廠・大湊、分工場・美幌、三沢) 開設
 - 北東海軍航空隊創隊(乙航空隊+地上部隊)
- 昭和20年

- 7月10日 零式戦闘機墜落(川南地区) 航空機事故Ⅱ限・千歳域内墜落
- 19日 93式中間練習機墜落(第二千歳)
- 26日 零式戦闘機墜落(第三千歳)
- 8月15日 敗戦 第一、二、三航空基地既成(第二・連山滑走路8・15完成)
- 16日、17日と米陸軍B・29重爆撃機着陸、その後頻繁に飛来
- 9月9日 占領米陸軍・海軍千歳基地接収
- 21日 B・29×3連山滑走路・シカゴ間無着陸飛行記録樹立…発航18日
- 22日 北海道大演習場小火器射撃場接収
- 10月5日 北海道占領・陸軍第七七師団・第五航空軍進駐二二六三〇人(二〇〇人千歳進駐)
- 15日 終戦連絡札幌事務所千歳出張所開設(～S23・1・31)・駐留軍要員労務斡旋(労)十賃金支払(賃)業務
- 昭和21年
 - 2月 陸軍第五航空軍第四九戦闘航空群第7、8、9戦闘飛行隊来駐(～S23・3)
 - 4月 陸軍第一二空挺師団数千人来駐
 - 5月 千歳飛行場滑走路等改修(～8月)
 - 7月25日 RTO(米軍鉄道輸送事務所)チトセ設置(補助RTO・S25・3・10～27・3・31)
 - 12月24日 札幌日雇労働署千歳出張所(労)開設(賃↓北海道労働部)
- 昭和22年
 - 9月18日 米空軍創設(以下、陸空軍表記略)
- 昭和23年
 - 2月1日 北海道連絡調整事務局千歳出張所開設(～S27・3・31)
 - 3月1日 千歳涉外労務管理事務所開設(労十賃)
- 7日 千歳町警察署開設
- 12月1日 (道立札幌保健所↓札幌市移管) 江別保健所新設・千歳支所開設
- 昭和24年
 - 4月8日 札幌公共職業安定所千歳出張所開設(旧・日雇労働署)
 - 4月 第一二空挺師団本国帰還 第七歩兵師団約七〇〇〇人來駐
 - 6月 特別調達庁千歳調達事務所開設(後・防衛施設事務所)
- 昭和25年
 - 1月 第五一通信分遣隊(USASAⅡ陸軍保安部隊)來駐 後の三五六通信先遣中隊
 - 5月 千歳飛行場主滑走路延長(二七四三呎)、オーバーラン設定、誘導路等改修着手・ジェット戦闘機対応(～28年)
 - 6月25日 北鮮軍南侵・朝鮮戦争勃発
 - 8月10日 警察予備隊創設
 - 25日 警察予備隊千歳臨時部隊駐屯(～S26・4・10)
 - 9月～ 三沢駐留第41、68、40戦闘迎撃飛行隊順次分遣駐留
 - 9月 第七歩兵師団朝鮮出動
 - 11月 中共軍朝鮮戦争介入
- 昭和26年
 - 4月1日 (野戦) 第八六二管理区部隊編成↓S31・11・15改称・第二二USASA野戦部隊
 - 27日 第五歩兵師団(オクラホマ州兵部隊)約二二〇〇〇人來駐
 - 6月14日 連合国軍最高司令官リッジウェイ中将千歳基地視察・北海道連絡調整事務局経由で風紀性病対策要求
 - 6月21日 千歳町風紀取締条例公布



写真6 千歳町役場（東雲町1丁目）
昭和25年に新築された庁舎で職員数は50人程だった
33年に旧庁舎が完成した後は分庁舎、51年の現庁舎供用
後は千歳医師会看護高等専修学校（准看護）として平成
14年まで使用された

7月24日 第一一六戦闘爆撃航空団米本土から来駐（S 29 第三二、二七護衛
戦闘航空団、五〇六、五〇八、一一一、四〇七戦略戦闘航空団順次駐
留）

8月3日 ハウス業者の組合「チトセ睦会」結成

8月 道立札幌治療院千歳診療所（性病対策施設）開設（↓幸病院）

9月8日 サンフランシスコ対日講和会議（講和条約・日米安全保障条約調印）

10月26日 千歳・羽田間航空路線開設（旧・日本航空／乗降Ⅱ第一基地内）

10月 江別保健所千歳支所・性病検診・治療一日当たり三四〇人

（札幌市等の特殊女性有病率八一割公表）

12月 第四五歩兵師団朝鮮出動

昭和27年

1月 第一騎兵師団朝鮮から来駐

4月28日 講和条約発効Ⅱ日本独立・GHQ廃止

7月26日 米軍提供施設決定・FAC・1002キャンプ千歳（第一基地、第二
基地・後にキャンプ千歳補助施設）FAC・1003（千歳小火器射
撃場）

8月1日 保安庁・海上警備隊創設（10・15警察予備隊↓保安隊）

8月1日 保安庁・海上警備隊創設（10・15警察予備隊↓保安隊）

29日 第一騎兵師団長トルード少将町長に面会、風紀取締り強化を要請

12月12日 保安隊千歳駐屯地（S 29・8・25↓北千歳）開庁（独立第一特科群）

この年、中村三郎来町「千歳町の報告」を書く

昭和28年

1月1日 国警千歳地区警察署開設

3月18日 F・84戦闘機×2 空中接触墜落（根志越）

5月26日 第一騎兵師団長クリーランド少将町長に面会、兵士の外出禁止を示
唆、性病対策強化を迫る↓同日、町幹部、師団長要求緊急対策会議開
催

6月4日 定例町議会「特殊貸間条例案」審議 特別委員会設置・継続審議

14日 市川房枝 特殊貸間条例案を売春公認と非難

19日 道衛生部「千歳の問題に関する協議会」開催

20日 札幌地検から千歳の条例案は勅令に違反する旨の警査文届く

7月1日 第16国会参議院法務委員会が基地の売春問題を審議

4日 道議会衛生常任委員一行二名来町、事態調査

13日 中村三郎から書簡、自粛振興会の提案

27日 朝鮮休戦協定調印（板門店）

- 30日 道衛生部通知・厚生省「千歳の問題に関する会議」開催
- 8月12日 中村三郎来町 町政幹部と会談
- 14日 道文書課長来町 千歳町風紀取締条例改訂案提示
- 18日 町議会特別委員会第三回会議・特殊貸間条例取下げ及び町政方針について意見一致
- 22日 参議院厚生委員一行五人来町視察
- 27日 特殊貸間条例に関する諸問題についての連絡会議・町方針集約
特殊貸間条例廃案、自肅振興会結成、風紀取締条例改正
- 9月7日 千歳町自肅振興会設立総会
- 8日 第三回定例町議会 特殊貸間条例案廃案・風紀取締条例改正議決
参議院法務委員会調査班一行来町(宮城タマヨ・赤松常子議員等)
- 10月1日 改正千歳町風紀取締条例施行 千歳町自肅振興会活動開始
- 3日 千歳保健所設置(支所昇格)
- 13日 米軍第一騎兵師団長ミード少将↓町長宛書簡・町の努力を多とする
- 14日 第七回日米合同協議会
- 29日 『毎日』UPI千歳ルポ掲載 『タイムズ』米本国で千歳売春問題化報道
- 11月1日 連絡機墜落(域内) W
- 12日 日米合同協議会・基地司令官性病被害依然高率と指摘
- 30日 第一騎兵師団長ミード少将↓北海道知事宛書簡・性病対策協力依頼
千歳町「性病予防対策打合せ会議」開催、検診強化決定
- 12月1日 外務省国際協力局次長千歳視察・風紀改善努力要請
- 2日 町長・基地司令官会談・性病問題
- 24日 自肅振興会第一部会(ハウス業部会)解散決定報道
- 昭和29年
- 2月4日 自肅振興会新副会長・町総務課長就任
- 3月 ハウス業者転廃業ほぼ完了
- 4月9日 F・84戦闘機墜落(飛行場付近) W
- 4月 中村三郎↓町長宛書簡・売春防止法をめぐる中央の動き
- 7月1日 陸海空三自衛隊発足
道警千歳警察署開設
- 8月 第一騎兵師団撤収発表
- 9月 第三九航空師団第四戦闘迎撃航空団第334、335、336飛行隊
・朝鮮金浦から移駐(S31 戦闘爆撃航空団改編・336移駐・33編入)
- 15日 第一特科団来駐(東千歳)
- 23日 第一普通科連隊来駐(東千歳)
- 10月 第一騎兵師団主力部隊撤退開始
自肅振興会采軍引止め運動・新聞批判
- 昭和30年
- 2月4日 黒人米兵拳銃強盗事件(清水町一丁目質屋)
- 3月 第一騎兵師団撤収完了
- 6月 陸上自衛隊東千歳駐屯地開庁
- 8月5日 F・86戦闘機×2 空中接触墜落(根志越)
- 昭和31年
- 3月26日 航空自衛隊上村幕僚長ら第三九航空師団第四戦闘爆撃航空団対地攻撃
競技会視察
- 5月24日 売春防止法成立
- 昭和32年

4月 第334、335飛行隊・三沢移駐

5月20日 空自第二航空団浜松千歳移駐開始

二空団F・86戦闘機×2 復航中燃料切れ墜落（飛行場付近・苫小牧丸山）……以後空自機墜落略

6月 第四九戦闘爆撃航空団第7飛行隊来駐

9月2日 空自千歳基地開庁

10月15日 第339飛行隊撤退（解隊）発表・陸軍第6029支援大隊第二基地

↓第一基地

12月 第339飛行隊撤退完了／第7飛行隊・西独移駐

昭和33年

1月 一部残留339飛行隊・三沢経由米本土移駐

3月 売春防止法完全施行を前に道内売春業者八八〇人転廃業

4月1日 売春防止法完全施行

6月 米空軍完全撤退

昭和34年

7月20日 FAC・1002千歳飛行場地区日本返還

昭和35～38年

米軍第3基地集約（S36・10・30命名）クマ・ステーション（基地）

＝FAC1054キャンプ千歳

昭和37年

12月 FAC・1057「レク・エリア（支笏湖水上訓練場）」提供（S44

・11返還）

昭和45年

8月17日 クマ基地司令官・昭和46年6月30日・基地全面閉鎖通告

昭和46年

3月31日 クマ基地閉鎖

4月1日 三沢駐留第五空軍六二三部隊6123中隊・旧・クマ基地駐屯

6月30日 千歳渉外労務管理事務所廃庁（北海道労働部事務引継）

昭和50年

6月30日 米軍千歳基地完全閉鎖（第一基地OTHレーダー施設撤去）

引用・主要参考文献（本稿全篇）

千歳市史編纂資料綴『S28議決報告書その二No.16』／『S28特殊貸間条例No.30』

『S28特殊貸間条例売買春問題研究資料No.31』／『S28特殊貸間

条例売買春問題研究資料No.32』（引用を次に掲げる）

(1) 中村三郎「千歳町調査報告書」昭和二十七年九月・No.32

(2) 「特殊貸間業に関する特別措置条例を設定する理由書」昭和二十八年・No.30

(3) 「特殊貸間業に関する特別委員会付託議案審議報告書」昭和二十八年・No.16

(4) 「第一騎兵師団長クリーランド少将要請の要旨」昭和二十八年五月二十六日・

No.32

(5) 「第二回定例千歳町議会の結果について」昭和二十八年六月四日・No.16

(6) 札幌地検検事正塩田未来「千歳町長宛書簡昭和二十八年六月二十日」・No.30

(7) 千歳町「参議院法務委員一行視察調査の際における千歳町の環境と実態調査」

昭和二十八年九月・No.30

(8) 「千歳町長―中村三郎往復書簡」昭和二十八年六月～七月・No.32

(9) 「豊岡町自粛振興会会則」・No.30

(10) 「千歳町自粛振興会新役員名簿」昭和二十九年二月四日・No.30

(11) 「第三回定例千歳町議会議事録」昭和二十八年九月・No.16

(12) 「売春問題の客観情勢と貸間条例問題に対する世論と批判」・No.31

(13) 「参議院法務委員会北海道派遣調査要綱」・No.31

(14) 「第七回日米合同協議会議事録」・No.31

(15) 「性病対策等全面検診についての打合せ会議事録」昭和二十八年十一月三十日
・No.31

(16) 「第四回定例千歳町議会議事録」昭和二十八年十二月・No.16

(17) 千歳地区警察署長発 千歳町長・自肅振興会長宛「千歳町に於けるハウス業者
転廃業の状況」昭和二十九年三月二十五日・No.31

千歳市『千歳市史』昭和四十四年／『増補千歳市史』昭和五十八年／『新千歳市

史 通史編上巻』平成二十二年／市史機関紙『志古津』第12号 守屋憲治

「米空軍千歳基地」平成二十二年

天川晃 稲継裕明『自治体と政策』放送大学教育振興会 平成二十一年

西川博史『日本占領と軍政活動・占領軍は日本で何をしたか』現代資料出版 平成十
九年

山田盟子『占領軍慰安婦』光人社 平成四年

山下愛子「ルポルターージュ千歳」『婦人公論』昭和二十七年十一月号

和田春樹『朝鮮戦争全史』岩波書店 平成十四年

北海道立幸病院「千歳町における売春婦の実態」昭和二十八年

千葉誠『軍都と歓楽の北の街チトセ』千歳町立千歳小学校 昭和二十七年

海保洋子「米軍基地チトセの売春と住民の動向・売春防止法施行以前を中心に」

『女性史研究ほっかいどう』創刊号 札幌女性史研究会 平成十五年

北海道保健所長会『北海道保健所長会20周年記念誌』昭和四十三年

神崎清「踏査報告 北のチトセ」『改造』7月号 改造社 昭和二十七年

北海道衛生部「千歳町を中心とする保健衛生上の諸問題について」昭和二十八年

千歳小学校百年記念協賛会『千歳小学校開校百年記念誌「足あと百年未来につづく」

昭和五十三年

千歳高等学校『三十年史』千歳高等学校創立三十周年記念誌協賛会 昭和五十三年

札幌市教育委員会『新札幌市史第五卷通史5(上)』平成十四年

入間市『人間市史』平成十六年／『人間市史近代Ⅱ現代資料編』平成三年

田端宏『北海道の歴史』山川出版 平成十二年

高橋昭夫『証言 北海道戦後史』北海道新聞 昭和五十七年

大宅壮一「日本の裏街道を行く」／中野好夫「断ち切れない基地との宿縁千歳」『現

代教養全集Ⅰ』筑摩書房 昭和三十三年

フリー百科事典『ウィキペディア』「在日米軍機事故の一覧」(在千歳米軍関係史略

年表「W」表示)

『北海道新聞』／『北海タイムス』／『毎日新聞』／『読売新聞』

指導

天川 晃(放送大学大学院教授)

協力

千歳市(市史編纂資料綴覧・写真提供等)・・・掲載写真の無断転載を禁ずる

撮影(提供)者表示／金原知一・[Ⓚ]1 西牧清・[Ⓝ]五十嵐貞司・[Ⓛ]菅場利通・[Ⓜ]

2 山地英明・[Ⓨ]

写真「」＝作品名